Ⅵ　基本目標2　安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには，日常生活において地域住民等それぞれが抱えている，公的サービスに馴染まないような不安や課題を地域の中で早期に発見し，支援する仕組みが重要です。

基本施策　2－1　制度の狭間の課題への対応

現状と課題

公的な福祉サービスについては，すでに対象者や分野ごとに整備が進んでいますが，地域社会では，公的サービスに馴染まないちょっとした困りごとや，分野ごとの支援関係機関の連携が必要となるような複合的な課題が顕在化しています。

これらを解決するためには，高齢者等に対する見守りや支え合いなどの支援，ひきこもりの方に対する状況に応じた支援や関係機関との連携，障がい者等の地域生活への移行の促進を図るうえで，差別や誤解をなくすための啓発などが大切になります。

また，罪を犯した矯正施設退所者等が，再犯をせず地域社会の一員として生活をしていくためには，従来より更生保護を担ってきた保護司をはじめとして地域住民等が連携し，必要な支援につなげる仕組みづくりが大切になります。

施策の方向性

意識調査では，日常生活を営むうえで何らかの手助けが必要な方が増えているとの回答が多い（Ｐ20-ウ参照）ことがわかりますが，今後，地域では，公的サービスに馴染まないような地域生活課題がさらに増加していくおそれがあることから，その対応に向けた施策に取り組みます。

〇地域生活課題の把握等

高齢者の孤立を防ぎ，支援が必要な方を早期に把握するため，地域包括支援センターでは，高齢者宅を訪問し生活状況等の確認を行うとともに，地域住民等の参画により地域ケア会議を開催し，高齢者やその家族に対する支援の充実と，地域生活課題の把握等に取り組んでいます。

また民生委員・児童委員や在宅福祉委員会についても，高齢者世帯等の見守りや訪問安否確認を随時行っていることから，今後においても，支援の必要な人や課題の早期発見に努めます。

〇障がい者への支援

障がい者が自立した日常生活や社会生活を送るための中核機関として基幹相談支援センターを，また各地域には相談支援事業所を設置し，地域の相談支援体制強化に努めるほか，地域社会へのスムーズな移行を図るため，地域住民等へ，障がいへの理解を深めるとともに差別の解消に向けた啓発活動に引き続き取り組みます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
（障害者差別解消法）

障がいのある人もない人も，お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指すため，2016 年（平成 28 年）４月に施行され，公共機関や事業者の障がいを理由とする不当な差別的な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供を求める内容となっています。

〇再犯防止に向けた取組

犯罪をした人等が社会において孤立することなく，再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう，本市における「地方再犯防止推進計画」を策定し，関係機関と連携・協力を図り支援に取り組みます。

再犯の防止等の推進に関する法律
（再犯防止推進法）

誰もが安全で安心して暮らせる社会を実現するため，犯罪した者等の円滑な社会復帰を促進すること等により再犯の防止につなげることが重要なことから，2016 年（平成 28 年）12 月に施行され，国と地方公共団体が連携し再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する内容となっています。

函館市再犯防止推進計画

この項目を，再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項に基づく，地方再犯防止推進計画として位置付け，以下の施策に取り組みます。

１　計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は，1996 年（平成８年）以降，毎年戦後最多を記録し，2002 年（平成 14 年 2,853,739 件）をピークにその後減少を続け，2021 年（令和３年 568,104 件）には戦後最低となりましたが，2022 年（令和

４年）から再び増加傾向となっています。

刑法犯により検挙された人のうち，再犯者数は 2007 年（平成 19 年）以降毎年減少していますが，再犯者率については，初犯者数が大幅に減少していることもあり，1997 年（平成９年）以降は上昇傾向となり，2021 年（令和３年）からは減少に転じているものの，依然として検挙人員に占める再犯者の割合が高い状況が続いています。

このような状況のなか，安心安全なまちづくりの実現に向け再犯の防止等の取組を進めるため，国では 2023 年（令和５年）３月に「第二次再犯防止推進計画」を，北海道においても 2024 年（令和６年）３月に「第二次北海道再犯防止推進計画」を策定しており，本市においては 2022 年（令和４年）10 月に「第４次函館市地域福祉計画」を地方再犯防止推進計画に位置づけたところです。

２　計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第２条第１項の規定に基づく「犯罪をした人等」（犯罪をした人または非行少年もしくは非行少年であった人をいう。）とします。

３　再犯防止を取り巻く状況

刑法犯認知件数および検挙人員のうちの再犯者数・再犯者率の推移

（単位：人）

区　分		刑法犯認知件数	検挙人員	うち再犯者	再犯者率
2019年(令和元年)	全国	748,559	192,607	93,967	48.8%
	北海道	23,607	8,014	3,644	45.5%
	函館市	1,269	－	－	－
2020年	全国	614,231	182,582	89,667	49.1%
	北海道	18,467	7,077	3,203	45.3%
	函館市	963	－	－	－
2021年	全国	568,104	175,041	85,032	48.6%
	北海道	18,429	7,556	3,323	44.0%
	函館市	989	－	－	－
2022年	全国	601,331	169,409	81,183	47.9%
	北海道	19,604	7,588	3,354	44.2%
	函館市	974	－	－	－
2023年	全国	703,351	183,269	－	－
	北海道	22,232	8,728	－	－
	函館市	1,078	－	－	－

（資料：法務省，函館保護観察所）

※「再犯者」とは，刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり，再び検挙された者をいう。

保護観察終了時に無職である者の数等

（単位：人）

区　　分		2019年（令和元年）	2020年（令和2年）	2021年（令和3年）	2022年（令和4年）
保護観察終了者数（総数）	全国	25,564	24,225	23,602	22,467
	北海道	780	747	790	750
	函館市	40	41	44	39
保護観察終了時に無職である者	全国	5,444	6,075	5,653	5,534
	北海道	255	295	287	283
	函館市	5	5	8	10
割　合	全国	21.3%	25.0%	24.0%	24.6%
	北海道	32.7%	39.5%	36.3%	37.7%
	函館市	12.5%	12.2%	18.2%	25.6%

（資料：法務省，函館保護観察所）

※保護観察終了者数（総数）は，職業不詳の者を除く。

※終了時無職である者は，終了時職業が無職の者から，定収入のある者，学生等を除く。

※交通短期保護観察の対象者，更生指導の対象者および婦人補導院仮退院者を除く。

保護司の定数および充足率

（単位：人）

		2019年（令和元年）	2020年（令和2年）	2021年（令和3年）	2022年（令和4年）	2023年（令和5年）
全国（定数:52,500）	現員数	47,245	46,763	46,358	46,705	46,956
	充足率	90.0%	89.1%	88.3%	89.0%	89.4%
北海道（定数:3,560）	現員数	3,106	3,089	3,045	3,029	3,073
	充足率	87.2%	86.8%	85.5%	85.1%	86.3%
函館市（定数:250）	現員数	196	192	189	184	185
	充足率	78.4%	76.8%	75.6%	73.6%	74.0%

※各年1月1日現在

（資料：函館保護観察所）

４　重点課題

法の理念，国および北海道の計画を踏まえ，本市の再犯防止等への取り組みにおける６つの重点課題を次のとおり定めます。

重　点　課　題

１　就労・住居の確保への支援等
２　保健医療・福祉サービスの利用の促進等
３　地域における犯罪や非行の防止と学校等と連携した就学支援等
４　犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等
５　民間協力者の活動および広報・啓発活動の促進等
６　地域による包摂を推進するための取組

５　重点課題に対する取組

○重点課題１　「就労・住居の確保への支援等」

再入者の約７割が再犯時に無職であるほか，約４人に１人が保護観察終了時に無職となっており，実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう人も少なくなく，不安定な就労が再犯の要因の一つとなっています。

また，適切な帰住先の確保は地域社会の中で安定した生活を送るための欠かせない基盤ですが，満期釈放者の約４割は適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることから，安定した就労および住居の確保のため，保護観察対象者等への就労支援を行う企業に対する入札参加資格審査における優遇措置や生活困窮者自立支援制度における就労支援，住居確保給付金などによる支援に取り組みます。

○重点課題２　「保健医療・福祉サービスの利用の促進等」

高齢者の２年以内再入率は他の世代に比べて高く，また，知的障害のある受刑者については，一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

そのため，国では矯正施設在所中から必要な指導等を実施するなど福祉的支援についての理解の促進等を図ってきたほか，矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し，特別調整を実施してきましたが，福祉的支援が必要な方の的確な把握や支援の必要があるにもかかわらず，本人が希望しないため支援を受けていないなどの課題があることから，保護観察所などの関係機関と地域包括支援センター，自立相談支援機関，基幹相談支援センターなどの支援機関が連

携し適切な福祉サービス等の利用につなげます。

○重点課題３　「地域における非行や犯罪の防止と学校等と連携した就学支援等」

安心・安全なまちづくりを推進するには，将来を担う子どもたちの健全育成を図るとともに，地域による防犯活動など犯罪を未然に防ぐ活動が必要なことから，学校等と連携した街頭補導等による若年層の非行の防止のほか，生活道路等への街路灯の設置支援，特殊詐欺防止対策機器の設置・購入支援など地域における非行や犯罪の防止活動に取り組みます。

また，入所受刑者の 33.8％は高等学校に進学しておらず，23.8％は高等学校を中途退学している状況にあることから，将来の自立を見据えた就学支援として，子どもの生活習慣の形成や高校進学，背景となる世帯全体への相談支援を含めた対応として，生活困窮世帯やひとり親世帯への学習支援に取り組みます。

○重点課題４　「犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等」

出所受刑者における２年以内の再入率は，年齢等による傾向があるほか，各個人に着目しても心身の状況，家庭環境等，犯罪の背景にある事情は様々です。

再犯防止を進めるためには，このような個々の対象者の特性に応じた支援等が必要なことから，アルコールや薬物などの依存症当事者やその家族への回復支援のほか，悩みを抱えた若者等の就労支援や障がいを持った方への相談支援などに取り組みます。

○重点課題５　「民間協力者の活動および広報・啓発活動の促進等」

地域における再犯防止等の活動は，犯罪をした人等への指導・支援を行っている保護司や，社会復帰を支援するために幅広い活動を行っている更生保護女性会をはじめとする多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

一方で，高齢化などにより保護司等の担い手が減少傾向にあるほか，地域社会のつながりが希薄化するなど社会環境の変化に加え，保護司活動に伴う不安や負担が大きいなど，担い手の確保が難しくなっていることから，更生保護サポートセンターの開設支援など保護司の面接場所確保や地区保護司会への財政および運営支援などの活動支援のほか，市民への理解と関心を広めるため，「社会を明るくする運動」の実施に対する支援・協力，市の発行する広報紙やＳＮＳを活用した更生保護活動の周知・啓発などに取り組みます。

○重点課題６　「地域による包摂を推進するための取組」

犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく，自立した社会生活を営む

ためには，地域のセーフティネットに包摂されることが重要となることから，「社会を明るくする運動」や「福祉のまちづくり推進委員会」の場を活用し知見，ノウハウ等について情報交換を行うなど，関係機関や民間協力者等とさらなる連携強化を図り安心・安全な地域社会の構築に努めます。

Ⅵ　基本目標2　安心して暮らせる地域づくり

認知症高齢者等の増加や障がい者の地域生活への移行などの促進に伴い，判断能力の不十分な方に対する日常生活の支援や権利の擁護，また虐待の防止などを進めることが，誰もが安心して暮らせる地域社会につながります。

基本施策　２－２　権利擁護に対する支援

現状と課題

本市では，認知症や知的・精神障がいなどの理由による判断能力の不十分な方を支援するため，成年後見制度における相談・支援のワンストップ窓口として函館市成年後見センターを開設したほか，制度利用のための費用助成や市長申立てなどを通じて制度の普及や利用促進を図ってきました。

また，子どもを含めた虐待の防止については，函館市障がい者虐待防止センター，函館市要保護児童対策地域協議会，函館市要援護高齢者・障がい者対策協議会，函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会および函館性暴力被害防止対策協議会を設置し，関係機関との連携を強化しながら適切な対応に努めてきました。

近年，児童虐待の相談対応件数が増加していますが，この要因として市民意識の向上や児童が同居する家庭におけるドメスティックバイオレンス（面前ＤＶ）について，警察からの通告が増加したことなどが考えられています。

このように様々な権利擁護の施策が取り組まれている中で，成年後見制度の普及や利用促進については，意識調査の結果（Ｐ23-カ参照）や，制度の利用者数からもさらなる取組が必要な状況となっています。

施策の方向性

高齢者や障がい者および子どもの権利擁護を図るためには，虐待防止に関する啓発や成年後見制度の適切な活用などが必要なことから，その対応に向けた施策に取り組みます。

〇虐待の防止

高齢者や障がい者および子どもに対する虐待防止の啓発，虐待の早期発見や適切な保護・支援を行うための連携体制の強化に取り組みます。

○成年後見制度の普及・啓発および利用促進

誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い，尊厳が守られながら自分らしく安心して暮らし，地域社会に参加できるよう，本市における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し，成年後見センターを中核機関として関係機関による連携体制を構築するなど体制強化を図ります。

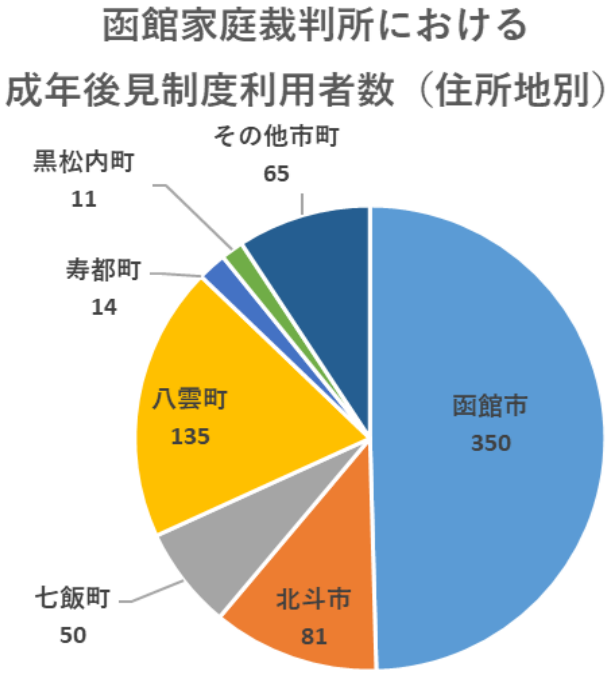

【資料】函館家庭裁判所（2018 年（平成 30 年） 6 月 20 日現在）
成年被後見人が実際に居住している場所（施設，病院等含む）を基準としているため，住民票上の住所とは一致しない。

函館市成年後見センター相談件数

（単位：件）

年　度	2019年度（令和元年度）	2020年度（令和２年度）	2021年度（令和３年度）	2022年度（令和４年度）	2023年度（令和５年度）
件　数	382	580	794	796	952

函館市成年後見制度利用促進基本計画

この項目を，成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく，市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け，誰もが住み慣れた地域で互いに支え合い，尊厳が守られながら自分らしく安心して暮らし，地域社

会に参加できるよう，以下の施策に取り組みます。

１　地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ，親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり，適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりが必要です。

そのため，地域連携ネットワークにおける個別の協力活動のほか，困難事例に対応するためのケース会議の開催など，多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりをめざします。

（１）中核機関

この基本計画において，函館市成年後見センターを地域連携ネットワークに必要な関係する団体等とのコーディネートを行う中核機関に位置付けます。

（２）地域連携ネットワークおよび中核機関の役割

これらの機関は以下の５つの役割を担います。

広報	成年後見制度や権利擁護事業の普及・啓発を行います。制度の周知を図ることで，適時・適切な支援につながることが期待できます。
相談	専門職団体や地域包括支援センター，医療・介護関係者，障害者相談支援事業所と連携し，制度に関する相談体制を整え，相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。
利用促進	市民後見人の育成および受任調整や，その後の活動支援を行います。また，必要に応じ適切な支援を行うための多職種連携の協議の場を調整します。
後見人支援	市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに，専門的知見が必要なケースについて専門職団体や関係機関を含めたケース会議の開催などを行います。
不正防止	後見人等に対する相談・支援体制を整えることで，後見人等の孤立化や不正の発生を未然に防ぐ効果が期待されます。

２　市民後見人の育成・活動の推進

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に継続して取り組み，その後の活動の支援および活用の推進を図ります。

3　函館市成年後見センターの機能強化

権利擁護に関する相談・対応，成年後見制度の周知・啓発，申立てに係る手続支援，親族後見人に対する相談支援，市民後見人の育成・支援を推進するとともに，地域連携ネットワークの中核機関として関係団体等のコーディネーターの役割を担うなど，成年後見制度に関するワンストップ窓口としての機能強化を図ります。

4　成年後見制度の利用支援

（１）市長申立て

判断能力が十分でない方が後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず，本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合，調査のうえ市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

（２）費用助成

成年後見制度を利用した方で，その費用の負担が困難な方に対し，申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

地域連携ネットワークのイメージ

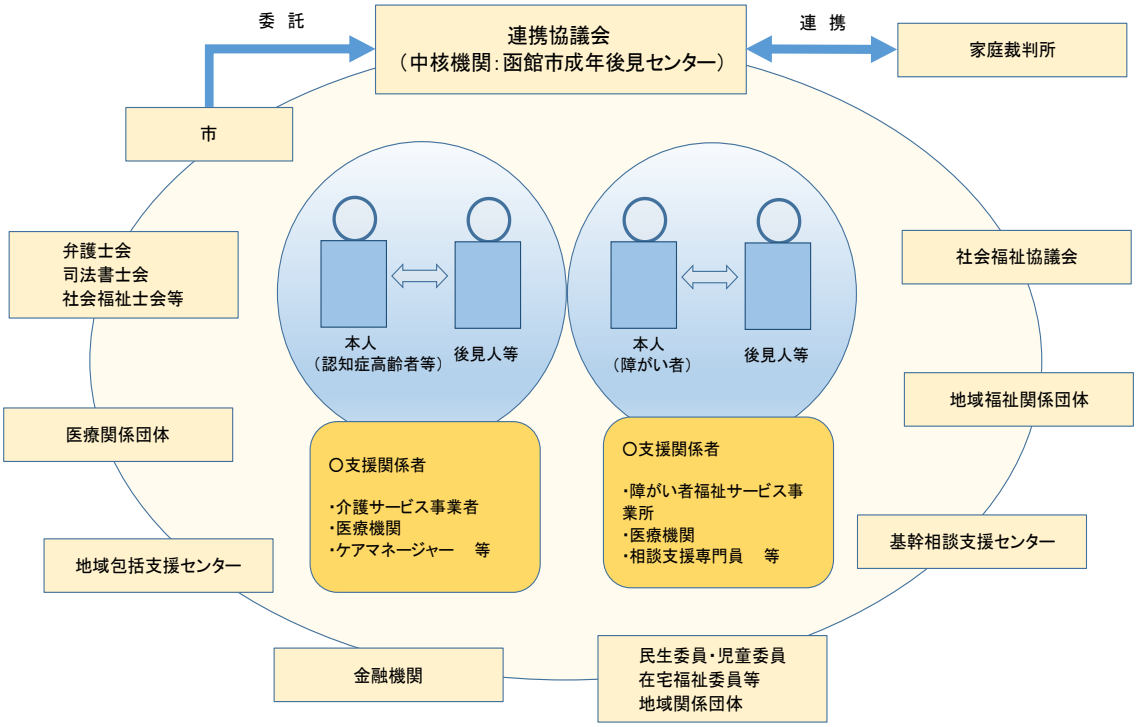

Ⅵ　基本目標2　安心して暮らせる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには，地域住民等，支援関係機関および行政がそれぞれの役割を理解し連携を図りながら，福祉サービスを必要とする方に適時・適切なサービスを提供できる環境を整備することが重要です。

基本施策　２－３　適切な福祉サービスの提供

現状と課題

地域には，何らかの福祉サービスを必要としながらも，社会的な孤立や情報を得る手段を持たないことにより，サービスの利用ができない方がいます。

このような方たちに必要な福祉サービスを提供するためには，地域住民等による日頃からの見守りや支え合い，また社会福祉協議会，民生委員・児童委員および地域包括支援センターなどによる早期支援のためのアウトリーチが重要となるほか，福祉サービス利用者の権利や利益を擁護するための仕組みも必要となります。

施策の方向性

必要があるにも関わらず，何らかの理由により福祉サービスが利用できない方に対するサービスの提供，サービス利用者の権利等の擁護を図るための施策に取り組みます。

〇要支援者の早期発見・早期対応

社会福祉協議会，民生委員・児童委員，障害者相談員および地域包括支援センターなどの連携を通じて，福祉サービスを必要とする方の早期発見から適切な対応につなげるよう引き続き努めるとともに，出前講座の実施，広報紙等を活用した周知のほか，ボランティアの養成などにより，地域住民の意識の向上を図ります。

〇適切な福祉サービスの提供

社会福祉施設等に対し指導監査を実施するとともに，苦情処理委員が公平な第三者の立場で苦情を受け，解決を図る福祉サービス苦情処理制度を通じて，利用者の権利等の擁護や福祉サービスの質の向上を図ります。

地域福祉推進におけるそれぞれの役割

社会福祉法では，地域住民や社会福祉法人，社会福祉協議会，行政の役割が明確にされ，それぞれが連携し地域福祉の推進を図ることとされています。

〇地域住民の役割

すべての住民がお互いの多様性を認め合いながら，地域生活課題に対し「我が事」として捉え，ボランティアや地域活動へ自らの意思で積極的に参加し，地域福祉推進の担い手として活動することが期待されます。

〇社会福祉法人の役割

これまで培ったノウハウを活かして，地域福祉サービスの拠点としての役割を果たすと同時に，事業継続に必要な額を上回る財産額を有する場合は，社会福祉充実計画（※１）を策定し，地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ，蓄積された専門性や地域の関係者とのネットワークを活かしながら，社会福祉事業や地域公益事業（※２）などに，計画的かつ有効に再配分することにより，積極的に地域に貢献していくことが期待されます。

※１　社会福祉充実計画とは

社会福祉法人が保有する財産のうち，事業継続に必要な額を控除してもなお一定の財産が生じる場合に，その財産（社会福祉充実財産）を明らかにした上で，これを財源として，既存の社会福祉事業や公益事業の充実または新規事業の実施をするために，社会福祉法人自らが策定する計画。

※２　地域公益事業とは

「社会福祉充実財産」を活用して行う事業であって，公益事業のうち，日常生活または社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し，無料または低額な料金で，その需要に応じた福祉サービスを提供するもの。

〇社会福祉協議会の役割

地域福祉推進の中心的な役割を担っており，地域福祉活動への住民参加の促進や活動支援，ボランティアや福祉人材の育成，団体等のネットワークの構築，地域生活課題の解決に向けた事業の実施など多岐にわたる活動が期待されます。

〇行政の役割

行政は住民の福祉を最終的に担保する主体として，公的な福祉サービスを適切に運営し，必要なサービスを住民に提供することや，住民や団体の地域福祉活動を支援し，地域福祉を推進するための環境や基盤整備に取り組みます。

Ⅵ　基本目標2　安心して暮らせる地域づくり

近年，失業や疾病，ひきこもり，家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥る方が増加し，そのことにより自らの自信を失い，社会とのつながりも弱まり，社会的な孤立につながる方も増えていることから，このような状況の方を支援することが安心して暮らせる地域づくりにつながります。

基本施策　2－4　生活困窮世帯への支援

現状と課題

本市では，生活保護の受給者数が全国，全道を上回る数値で推移していることから，そこに至る前の段階からの支援が必要となっています。

2015 年（平成 27 年）４月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い，本市では，経済的な困窮や社会的な孤立により，今後の生活に不安を感じる方の相談窓口を設置し，生活保護に至る前の方々を対象に，庁内関係部局や関係機関と連携し，経済的・社会的な自立に向けた支援を行っています。

行政で把握が困難な対象者情報については，社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域ネットワークや地域によるインフォーマルな見守り活動等と連携して早期把握に努める必要があります。

また相談者は，失業や疾病，高齢，障がい，多重債務，ひきこもりなどの課題を複合的に抱えている場合があるので多機関の連携による協力体制の構築がより重要となっています。

◇自立支援事業の新規相談件数　（件）

年　度	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）
件　数	277	175	235

◇支援プラン作成件数　（件）

年　度	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）
件　数	30	27	37

◇就職決定者数（プランを作成せず支援に関わった方を含む）　（人）

年　度	2015 年度（平成 27 年度）	2016 年度（平成 28 年度）	2017 年度（平成 29 年度）
人　数	17	18	20

施策の方向性

経済的な困窮や社会的な孤立など，生活困窮に陥る要因は様々であり，誰もがそのような状況に陥る可能性があります。そのため，本市では引き続き関係機関との連携を図りながら制度の適切な運営に努めます。

○生活困窮者自立支援法に基づく支援

◇自立相談支援事業

相談支援員が相談内容に基づき，問題点を整理しながら，どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え，具体的な支援プランを作成し，就労支援や各種制度の活用について支援を行います。

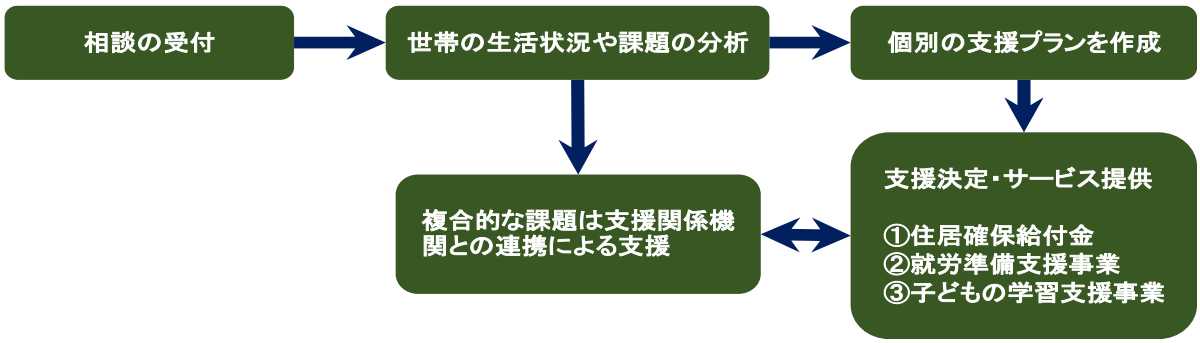

①住居確保給付金

離職などにより住居を失った方，または失うおそれがある方を対象として，就職活動を行うことや，収入および資産が一定基準未満であることを条件に，一定期間定められた金額以内で家賃相当額を支給します。

②就労準備支援事業

「働いたことがなく不安がある」，「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など，直ちに就労が困難な方を対象に，一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会（体験）の提供を行います。

③子どもの学習支援事業

経済的な事情により塾などに通えない生活困窮者世帯の中学生を対象に，高校受験のための進学支援や学校の勉強の復習，学び直しのための学習支援等を実施するとともに，授業日以外にも自習室を開放することで，居場所としての機能も重視した支援を行います。

Ⅵ　基本目標2　安心して暮らせる地域づくり

自殺を防止するためには，原因となる様々な問題が深刻化する前の早期発見や早期支援が重要となりますが，そのために一人ひとりが生きがいと役割を実感することができる地域づくりや，複合的課題にも対応できる地域ネットワークの構築が重要となります。

基本施策　２－５　自殺防止のための対策

現状と課題

全国における自殺者数は，2008 年（平成 20 年）で約 32,000 人，2016 年（平成 28 年）には約 21,000 人と約 35%減少しています。

一方，本市の自殺者数については，増減はあるものの減少傾向にあり，2008 年（平成 20 年）の 91 人から 2017 年（平成 29 年）の 47 人と約半数になりましたが，人口 10 万人あたりの自殺死亡率は，全国や北海道より高い数値で推移していることから，決して楽観できる状況ではありません。

（人）

区　分		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
函館市の自殺者数	男　性	68	60	59	41	48	39	44	40	33	33
	女　性	23	24	18	31	23	17	31	18	12	14
	合　計	91	84	77	72	71	56	75	58	45	47
自殺死亡率（人口10万人あたり）	函館市	31.7	29.5	27.3	25.8	25.6	20.4	27.6	21.6	17.0	17.9
	北海道	28.0	26.2	25.4	24.0	22.2	21.2	20.1	19.5	17.5	17.3
	全　国	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4

【資料】函館市自殺対策行動計画

施策の方向性

自殺は，個人の自由な意思の選択の結果ではなく，その多くが様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死であり，その多くは防ぐことができる社会的な問題として認識する必要があります。

そのため，2018 年（平成 30 年）に本市では，これまでの自殺対策に関する取組を継承しつつ，さらに推進するため，めざす姿や基本方針等を定めた函館市自殺対策行動計画を策定し，自殺死亡率の減少という目標に向け，様々な施策に取り組むこととしています。

〇重点課題

① 高齢者を対象とした，きめ細やかな自殺対策
② 生活困窮者に対する生活支援の視点を持った自殺対策
③ すべての人が働きやすい環境づくり

〇本市の具体的な取組

① 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す
② 自殺対策に係る人材の確保，養成および資質の向上を図る
③ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
④ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
⑤ 社会全体の自殺リスクを低下させる
⑥ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
⑦ 遺された人への支援を充実する
⑧ 民間団体との連携を強化する
⑨ 子ども・若者の自殺対策をさらに推進する
⑩ 勤務問題による自殺対策をさらに推進する

「函館市自殺対策行動計画」より引用